



安心と信頼の JAS 構造材で 地域の未来を!

非住宅や共同住宅などにJAS構造材を利用すると、
建築業者に木材調達費の一部が助成されます。

将来的な人口減と住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木造建築と木材需要の拡大を図るためには、木造率が低い分野の需要を開拓することが重要です。

構造計算に対応出来るJAS製品を活用して街に森をつくり、人に優しいまちづくりをすすめることで、木が創る暮らしと未来の幸せを目指します。



確かな品質・性能



令和2年度から

助成の対象物件が拡大されました!

- ・施主が国でないもの(地方公共団体の建てる建物も対象)
- ・低層の戸建て住宅を除く全ての建築物

※戸建て住宅についても、4階建て以上の戸建ては対象、4階建て未満の戸建て住宅であっても、産業用の用途部分は助成対象

店舗

事務所

倉庫

畜舎

旅館などの宿泊施設

サービス付き高齢者向け住宅



令和2年度からの対象物件

福祉施設

教育関連施設

診療所

病院

集合住宅

4階建て以上の戸建て住宅

HP でより詳しくご案内

新潟県木連



<https://kenmokuren.jp>

まずは、支援事業のご案内・詳細を裏面でチェック!



共同住宅や非住宅などへの JAS 構造材の利用を支援

[JAS 構造材個別実証支援事業]

指定する構造部位に**JAS構造材**を活用する(一部でも可)実証的取り組みに対して、
木材調達費の一部を助成します。

JAS 構造材

- 機械等級区分構造用製材
- 2×4工法構造用製材
- 構造用集成材(中断面以上)
- CLT及び構造用LVL

事業概要

(詳細はHP・公募要領等による)

1 申請者

- ①JAS構造材活用拡大宣言事業の登録事業者
- ②対象物件の**建築業者**(建築工事業又は大工工事業の許可)
- ③法人格を有する者

2 対象物件

- ①低層(3階以下)の戸建て住宅を除く全ての建築物
 - ②建築主が国でなく、国からの助成を受けていない建築物
 - ③延べ床面積が10㎡を超える建築物
 - ④指定する部位でJAS構造材を使用した建築物
- 等

3 支援水準

以下の①+②

- ①JAS構造材:50,000円/㎡(CLTは140,000円/㎡)を乗じた額
または 実際の調達費
 - ②その他林産物JAS:実際の調達費の1/2
- 等

4 申請方法

HPで「JAS構造材個別実証事業」の公募要領を確認のうえ、
申請様式をダウンロードし作成したものを下記へ提出

5 助成事業申請書等の提出期限

令和2年10月30日(金)17時まで

6 申請書等提出先

新潟県木材組合連合会 TEL025-245-0733



モクたん

モくるん

事務局: 全国木材組合連合会内 JAS構造材利用拡大事業事務局 TEL:03-6550-8540

事業内容の詳細: <https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyou2/>